

募集

三田地域合同就職面接会
(事前予約制・何社でも応募 OK)

複数の参加企業の採用担当者と書類選考なしで面接ができるチャンスです。仕事をお探しの人は積極的にご参加ください！

日時・場所 = 3月4日(金) 13時30分～16時
※予約時間10分前にお越しください / 市商工会館
対象者 = 一般求職および大学や高校等新規卒業予定者(既卒3年以内を含む)
持ち物 = ①ハローワークの紹介状(ハローワークでの求職登録が必要) ②履歴書 ③職務経歴書(面接予約した件数分)
参加事業所 = 三田市・神戸市北区を就業場所とする10事業所(参加事業所は2月中旬から市HPに掲載)

【同日に各種相談会も開催】 ①ひとり親就業支援 ②キャリアカウンセリング、職業興味検査 ③働くことに踏み出したい若者のサポート

申し込み = 3月4日15時までに電話(各社10人を超えた場合は後日面談)



ハローワーク三田 電話 563-8609 FAX 563-8607

募集

市霊苑(下槻瀬 748-1)
「個別墓所」・「合葬式墓所」の使用者

【個別墓所申し込み(下記項目を全て満たす人)】

- 市内に住所を有する世帯主
 - 墓を主として管理できる
 - 市霊苑個別墓所の使用者でない
- ※新規区画は広報誌5月号と市HP(4月末更新)で案内



【合葬式墓所申し込み】

- 市内・市外在住問わず申し込み可能



申し込み = 所定の申請書(下記窓口で配布または郵送可)に記入し、必要書類を添えて窓口または郵送 ※金額など詳細はパンフレット(下記窓口で配布)または市HPをご覧ください。
※土・日曜、祝日、年末年始の閉庁日を除く
見学 = 開門時間内(9時～17時)は自由に可



環境創造課 電話 559-5064 FAX 562-3555
〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎 4階

募集

市内の体育館・野球場に広告を掲載し、
企業PRをしませんか

年間約12万人が利用し、多くの人が目にする市内の体育館・野球場に広告を掲載しませんか。ぜひこの機会にPR・売り上げアップのためご検討ください！



募集施設	城山公園 (三輪 1314)	駒ヶ谷運動公園 (ゆりのき台 1-44)	
	アメニス 城山体育館	野球場	親和学園 駒ヶ谷体育館
掲出料金 (年額)	29,280円～ 36,600円	65,880円	54,900円

掲出期間 = 4月1日～5年3月31日(原則1年単位) ※申し込み区画は先着順

申し込み = 広告掲出申込書(指定の様式)に添付書類を添えて窓口で下記 ※詳細は市HPをご覧ください。



公園みどり課 電話 559-5110 FAX 559-7130
市役所本庁舎 5階

募集

公用車に広告を掲載しませんか

公用車は市内などの広いエリアを走る「動く広告塔」です。市民の皆さんの資産である「公用車」を活用して得



られた広告収入は、市政の財源として役立てられます！ぜひご検討ください。

広告料 = 1台3,000円(1カ月あたり)
※掲載期間は1カ月以上～36カ月以下
広告サイズ・掲載位置 = 40cm × 60cm/両側面

申し込み = 広告掲出申込書(指定の様式)に添付書類を添えて窓口へ持参または郵送 ※詳細は市HP掲載の募集内容・留意事項をご覧ください。



総務課 電話 559-5034 FAX 559-6877
〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎 4階

募集

「フラワータウン再生ビジョン(案)」へのご意見をお聞かせください

フラワータウンは「まちびらき」から今年で40年が経過し、人口減少や少子高齢化の影響によりさまざまな問題が顕在化しつつあります。フラワータウンを今後も魅力のある、多世代が快適に住み続けられる持続可能なまちとするため、これからのまちづくりの方針や目指すべき将来像を示す「フラワータウン再生ビジョン」を策定します。

閲覧方法 = ①市ホームページ「意見募集(パブリックコメント)」に掲載 ②都市政策課(市役所本庁舎5階)、市民センターなどに設置

その他 = 提出された意見は概要を整理し、市の考えとともに後日公表します(個別の回答は行いません)。

申し込み = 2月1日～3月2日までに、意見書(任意様式)に住所・名前・電話番号を記入し、郵送、ファクス、eメール、窓口のいずれかで下記



都市政策課 電話 559-5127 FAX 559-7400 eメール tosi@city.sanda.lg.jp 〒669-1595 三輪 2-1-1

コロナ関連

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期限が延長されました

対象者の拡大や申請期限の延長に加え、すでに自立支援金を支給されている人も再支給ができます。対象者には市から申請書を郵送しますので、ご確認ください。
対象 = 下表いずれかの世帯(ほかに収入要件などあり)

今回の支給が初めての場合	再支給の場合
・緊急小口資金*と総合支援資金*の初回貸付を終了しているまたは最終借入月が3月までの世帯	当自立支援金(初回)の支給が終了している
・総合支援資金の再貸付が終了しているまたは最終借入月が3月までの世帯	または3月までに終了する世帯

*社会福祉協議会が実施する特例貸付
支給額(月額) = ①単身世帯: 6万円 ②2人世帯: 8万円 ③3人以上の世帯: 10万円
※支給期間はいずれも3カ月間

申請 = 3月31日までに郵送または窓口で下記



生活支援課 電話 555-6773(自立支援金専用ダイヤル) FAX 562-1294 〒669-1595 三輪 2-1-1 市役所本庁舎 1階

「フラワータウン再生ビジョン(案)」ってどんな内容?

人口減少・少子高齢化による社会的変化をフラワータウン再生の契機と捉え、フラワータウンの特徴や資源、強みなどを活かしながら、再生のまちづくりに取り組みます。

■ **計画期間** 令和4年～令和13年

■ **再生に向けたコンセプト**
『フラワータウンの新たな魅力を創造し、多世代に選ばれるまち』

■ **目指すべき将来像**

- 若者世代が集いやすいまち
- 現役・子育て世代が働きやすいまち
- 高齢世代が暮らしやすいまち

■ **再生に向けた基本方針**

- ①多世代が快適に安全に暮らし続けられるまちを目指す
- ②新たな魅力を持ち、若者・子育て世代に選ばれるまちを目指す
- ③まちに関わる人をつなぎ輪を広げ、地域力の向上を目指す
- ④フラワータウンの再生を推進するための仕組みの構築を目指す

コロナ関連

住民税非課税世帯などへ「臨時特別給付金」を給付します

対象 = 下表のとおり(①②ともに住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯は除く)

①住民税非課税世帯	②家計が急変した世帯
令和3年12月10日時点で三田市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税または免除されている世帯	令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同一世帯に属する全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯 ※①で給付を受けた世帯に属する人を含む世帯は除く

給付額 = 1世帯あたり10万円

申請 = ①の可能性のある世帯には2月に確認書を送付。必要事項を確認・記入の上、返送(DVなどで住民票を移さず避難中の人は要申請)
②の世帯は要申請。申請受付は3月以降を予定 ※詳細は決まり次第、広報誌や市HPでお知らせします(申請受付は9月まで)



生活支援課臨時特別給付金担当 電話 0120-333-510(平日9時～17時30分) FAX 562-1294 〒669-1595 三輪 2-1-1